《目 次》

論

説

測 K 行政処分による集団的消費者被害救済 ナポレオン地籍と EUにおけるプラットフォーム規制と「デジタルサービス法」 -EU消費者保護協力規則(二〇一七年)制定を踏まえて— 『地籍法令体系総覧』(一八一一年):フランス地籍の基本原理 規則案の意義 〔五・完 組 織 藤 宗 張 小 小 田 田 野 柳 貴 貴 睿 秀 春 宏 行 暎 郎 誠

学説・教皇令・実務-

横245

横211

横77

横1

横183

法学会会員研究活動報告	部分的違憲性(一) 神オーストリア憲法裁判所二〇二〇年一二月一一日判決:オーストリア刑法第七八条の	見分析及び発展的考察」自殺関与(刑法第七八条)の部分的違憲性:判決の初アロイス・ビルクルバウアー「自殺関与(刑法第七八条)の部分的違憲性:判決の初	訳	翻刻(活字化)/沼田稲次郎「労働協約理論史の一齣」一九三九(昭和一四)年一月八日資料	――給付対象の性状瑕疵をめぐる錯誤論と契約論―― 動機錯誤と約束的性状保障の法理(一)
	馬	馬	石		湯
	幸	幸	井		JII
	一 訳	<u> </u>	保		益
Ė	扒	訳	雄		英
495	横343	横319	31		1